

要介護認定者の障害者控除に関する要望書

税制「改革」のもとで様々な控除が廃止・縮減されているため、特に高齢者層では年金などの収入が増えていないにもかかわらず、税金が増える事態になっています。65歳以上の住民税非課税限度額の廃止により、今まで住民税非課税だった方が課税となり、昨年は全国で問い合わせが自治体に殺到するという事もありました。

このような中で、税金の控除や減免が受けられる制度を知らせ活用してもらうことは、多くの高齢者にとって生活の助けになります。その点で要介護認定を受けている方々の障害者控除認定は、比較的簡単な手続きでできることもあり、効果的なものです。

札幌市で介護認定を受けている方は、06年12月時点で60,546人、要介護1以上の方でも48,336人いますが、障害者控除認定を受けた方は、05年度全体でも93人しかいません。これは極めて少なく、その大きな原因は制度そのものが知られていないことにあると考えられます。

2002年の3月に市議会でこの問題が取り上げられ、市として「介護認定の際、ケアマネージャーから、控除できることとその方法を周知したい」との答弁がされています。しかし実態は周知徹底が十分とは言えず、またケアマネージャーにその責任を負わせることも妥当ではありません。

また、十勝地方の市町村をはじめ全国の自治体では、介護認定の「要支援（1・2）」の方にも認定書を発行しており、多くの方がその制度による恩恵を受けています。対象の拡大も必要なことではないでしょうか。

以上のことから、次の要望を申し入れますので、ぜひ検討の上早急に対応していただくようお願いいたします。

【要望事項】

1. 介護認定を受けている方は障害者控除を受けられるという制度の周知を、広報さっぽろなどで行なってください。
2. 介護認定を受けている方、またその家族に、障害者控除を受けられることや手続き方法を通知してください。
3. 要支援1・2、経過的要支援の方にも、障害者控除対象者認定書を発行してください。
4. 委任状の窓口への備え付けなど、手続きの簡素化と区ごとのばらつきをなくし、すみやかな発行ができるようにしてください。